

厚生委員会請願・陳情説明資料

令和3年3月12日

| 件名 | 頁 |
|--|---|
| 1 受理番号3 安心・安全の医療・介護の実現と国民のいのちと健康を守るための意見書を国に提出することを求める請願 | 2 |
| 2 受理番号4 コロナ禍を克服するために、PCR検査の拡充等を求める陳情 | 5 |

(衛 生 部)

| | |
|--------|---|
| 件名 | <p>受理番号3</p> <p>安心・安全の医療・介護の実現と国民のいのちと健康を守るための意見書を国に提出することを求める請願</p> |
| 所管部課名 | <p>政策経営部財政課 福祉部介護保険課</p> <p>衛生部衛生管理課</p> |
| 請願の要旨 | <ol style="list-style-type: none"> 1 今後も発生が予想される新たな感染症拡大などの事態にも対応できるよう、医療、介護、福祉に十分な財源確保を行うこと。 2 公立公的病院の統合再編や地域医療構想を見直し、地域の声を踏まえた医療体制の充実を図ること。 3 安心・安全の医療・介護提供体制を確保するため、医師・看護師・医療技術職・介護職等を大幅に増員すること。 4 保健所の増設・保健師等の増員など公衆衛生行政の拡充を図ること。ウイルス研究、検査・検疫体制を強化・拡充すること。 5 社会保障に関わる国民負担軽減を図ること。 <p>以上のことを国の責任において実施することについて、国に意見書を提出することを求める。</p> |
| 請願者等 | <p>請願文書表のとおり</p> |
| 紹介議員名 | <p>きたがわ 秀和 議員</p> |
| 内容及び経過 | <p>現在の状況</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 医療、介護、福祉に十分な財源確保を行うことについて <ol style="list-style-type: none"> (1) 令和2年度は、15次にわたる補正予算を編成し、予備費や枠内予算も含め、新型コロナウイルス感染症対策経費として、約857億円の事業費を投入している。そのうち約48億円は補助金等では賄えず、一般財源を投入した。 (2) 令和3年度国の施策及び予算に関して、特別区長会を通じて、国に要望を提出した（以下一部抜粋）。 <ol style="list-style-type: none"> ア 新型コロナウイルス感染症対策への財政支援 <p>各区独自の施策を含め、区が実施する感染予防対策やまん延防止対策、経済対策等について、十分な財政措置を講じること。</p> <p>また、「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」の交付限度額が、特別区の実態に見合っていないため、必要な金額が措置されるよう追加の財政支援を行うこと。</p> イ 医療費公費負担金の拡充 <p>特別区の医療費公費負担額の増加に対応するため、感染症患者入院医療費に対する感染症医療費公費負担金の拡充を行うこと。</p> ウ 医療体制等の整備、強化及び財政支援 <p>医療崩壊を招くことがないよう医療体制の整備、検査体制の強化及びそれに伴う人員の確保に関する仕組みを構築すること。</p> <p>また、十分な財政措置を講じること。</p> |

エ 介護・障害者施設等への積極的な支援

社会的基盤施設である介護・障害者施設等が安定して事業を実施できるよう、人員体制の強化、事業維持のための財政支援等を行うこと。

2 地域の声を踏まえた医療体制の充実を図ることについて

医療法に基づく地域医療構想は、平成28年7月に東京都地域医療構想が策定された。平成30年3月に東京都保健医療計画の改定に合わせて医療計画と一体化されている。保健医療計画の見直しは特別区衛生主管部長会も参加する保健医療計画推進協議会を中心に検討されている。

3 医師・看護師・医療技術職・介護職等を大幅に増員することについて

(1) 医療関係者について

医療機関に従事する医師・看護師等の直接雇用は行っていない。関係機関と協力し区内医療機関への就職に結びつくようなイベント、啓発を支援している。

(2) 介護職の研修の受講費用、受講中の賃金の保障について

ア 研修の受講費用の助成

(ア) 介護職員資格取得等支援事業

イ ヘルパーの確保・増員等の支援

(ア) 介護のしごと相談・面接会の実施

(イ) 介護人材雇用創出事業の実施

(3) ヘルパーの待遇改善策

ア 処遇改善加算支給

イ 特定処遇改善加算支給

4 公衆衛生行政の拡充、ウイルス研究、検査・検疫体制の拡充等について

(1) 令和2年度4月現在、1保健所、5保健センター（中央本町地域・保健総合支援課を含む）、衛生部全体の常勤職員数は219名（うち保健師83名）、衛生部以外に保健師7名が配属されている。

(2) 新型コロナウイルス感染症対応に備えた保健所の体制強化と保健師の新規採用については、6月に採用した会計年度任用職員2名に加え、9月から新たに会計年度任用職員3名と派遣職員10名を採用し、保健所の体制強化に努めている。現在、さらに保健師の会計年度任用職員を10名採用予定である。感染拡大状況に応じて、応援体制を柔軟に組みながら、感染症対策業務を継続している。

(3) 新型コロナウイルスの検査体制は、東京都健康安全研究センターや民間の検査機関を活用して行っている。庁内微生物や風しん抗体検査等を区有の衛生試験所にて検査している。

| | |
|------|--|
| | <p>5 社会保障にかかわる国民負担軽減を図ることについて</p> <p>(1) 令和3年度国の施策及び予算に関して、特別区長会を通じて、国に要望を提出した(以下一部抜粋)。</p> <p>ア 子育てを行う世帯の経済的負担の軽減</p> <p>子育て世代の経済的負担の軽減のため、また貧困の世代間連鎖の解消に向け、都市部の生活実態を踏まえたひとり親家庭への支援の充実、中学生までを対象とした子どもの医療費助成制度創設や子どもの貧困問題を解消するための手当の創設等の金銭給付等の施策を行うこと。また、幼児教育・保育の無償化施策の充実にあたっては、新たな事務負担や財政負担が生じないように、国の責任において全ての財源を確保したうえで着実に推進すること。</p> <p>イ 介護保険制度の充実</p> <p>被保険者の保険料負担を軽減するため、国の法定負担分である25%を確実に交付し、各保険者間の所得格差に対する財政措置は、これまでの調整交付金とは別枠で対応すること。</p> <p>ウ 国民健康保険 医療保険制度の充実</p> <p>低所得者層に対する、より一層の保険料負担軽減を図り、住民サービスが低下することなく、国民皆保険が安定的かつ持続的に運営できるよう、国の責任においてさらなる財政支援を講じること。</p> <p>子育て世帯の経済的負担を軽減するため、少子化社会対策大綱を踏まえ、すみやかに子どもに係る均等割保険料の軽減措置をはじめとした制度の見直しをすること。</p> |
| 問題点等 | |

| | |
|--------|--|
| 件名 | <p>受理番号4</p> <p>コロナ禍を克服するために、PCR検査の拡充等を求める陳情</p> |
| 所管部課名 | <p>衛生部足立保健所感染症対策課、福祉部高齢者施策推進室介護保険課、福祉部障がい福祉推進室障がい福祉課、学校運営部学校支援課、学務課、子ども家庭部子ども政策課</p> |
| 陳情の要旨 | <p>1 感染急増の現状に鑑みて、早期に区内のスクリーニング検査を目的とした、希望者全員の無料ないしは、廉価なPCR検査を行うこと。</p> <p>2 医療現場や介護施設、保育園や学校など、感染リスクの高い施設については、社会的検査として定期的にPCR検査を行い、早期に無症状感染者を含めた陽性者を発見すること。</p> <p>3 事業所等で感染者が確認された場合、濃厚接触者だけではなく同じ事務所内の希望者全員にPCR検査を実施すること。</p> <p>4 感染状況を把握し効果的な抑止方法を実施するために、コンタクト・トレーシング部門を設置すること。</p> <p>5 区民が安心して各自の活動を営むことができるように、区民に対して廉価ないしは無償でPCR検査を受け付ける体制を整えること。</p> |
| 陳情者等 | <p>請願文書表のとおり</p> |
| 内容及び経過 | <p>1 現在の状況</p> <p>(1) 区内におけるPCR検査体制について</p> <p>現在足立区では、足立区医師会PCR検査センター、休日応急診療所及び区内協力医療機関含め、130か所以上の医療機関においてPCR検査を受診できる体制が整備されており、検査が必要と判断される方は、すぐに検査を受けることが可能となっている。</p> <p>(2) PCR検査対象者について</p> <p>足立区では、原則、医師が検査が必要であると判断している場合や、症状のある方、濃厚接触者を検査対象者としているが、現場の不安を払拭するためには検査の範囲を一定程度広げる必要があると判断した場合は、検査範囲を広げて実施している。今後も検査対象者については、一定の基準は示しつつも、感染拡大防止の観点から柔軟に対応する。</p> <p>(3) 医療現場や介護施設、保育園や学校など、感染リスクの高い施設への検査について</p> <p>ア 医療現場においては、基本的な感染対策を実施した上で、日常の診療行為を実施しており、通常感染予防策が実施されていれば濃厚接触者は発生しないと考えられるため、医療現場で従事していることをもってのみで検査対象者とするはしていない。</p> <p>イ 介護施設や障がい者（児）施設、保育園や学校などの現場では、陽性者が出た場合は、不安を払しょくするため、濃厚接触者に限らず一定程度検査範囲を広げてPCR検査を受けられる体制となっている。</p> |

| | |
|-------------|---|
| | <p>ウ 高齢者施設・障がい者(児)施設等におけるPCR検査等の費用補助 新型コロナウイルス感染症に感染した場合に重症化リスクが高い高齢者・障がい者(児)が利用する施設等に対し、PCR検査等に必要な費用を補助する(P4 別紙1 参照)。</p> <p>事業内容</p> <p>(ア) 実施期間は令和2年12月から令和3年3月まで</p> <p>(イ) 対象者は、職員、新規入所者等、約22,000人 (高齢者約19,000人、障がい者約3,000人)</p> <p>(ウ) 1検査あたり2万円を上限に補助する。</p> <p>(エ) 希望する施設は申請書等を区に提出し、検査機関と契約の上、検査を行い、検査に要した経費を区に請求する。</p> <p>(4) コンタクト・トレーシング部門の設置について 足立区では、接触確認アプリCOCOAの利用促進や、患者発生時の保健師等による積極的疫学調査等を実施することで対応している。</p> |
| <p>問題点等</p> | |

高齢者施設・障がい者(児)施設等における新規PCR検査等の費用補助の対象(網掛け部分)

| | サービス種別 | 類型 | 利用者 | | 職員 |
|-------------------------|---|-----|--------|-------|--------|
| | | | 新規 | 利用中 | |
| 高齢者施設 | 特別養護老人ホーム(地域密着型除く)、老人保健施設、介護医療院 | 施設系 | 東京都が実施 | | |
| | 認知症高齢者グループホーム、介護付有料老人ホーム | | ○ | ○ | ○ |
| | ショートステイ | | — | — | ○ |
| | 通所施設・事業所 | 通所系 | — | — | — |
| | 訪問介護、訪問入浴介護、訪問リハビリテーション、居宅介護支援事業者、看護小規模多機能型居宅介護、小規模多機能型居宅介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、特定福祉用具販売/貸与、地域包括支援センター | 訪問系 | — | — | ○ |
| 対象者数小計(高齢者施設) | | | 4,330 | 3,310 | 11,700 |
| 障がい者(児)施設 | 障害者支援施設、障害児入所施設(福祉型・医療型) | 施設系 | 東京都が実施 | | |
| | 共同生活援助(グループホーム) | | ○ | ○ | ○ |
| | ショートステイ | | — | — | ○ |
| | 日中活動サービス事業所、障害児通所支援事業所 ※いずれも区施設を含む | 通所系 | ○ | — | ○ |
| | 居宅介護事業所 | 訪問系 | — | — | ○ |
| 対象者数小計(障がい者(児)施設) | | | 257 | 385 | 2,684 |
| 対象者数合計(高齢者施設・障がい者(児)施設) | | | 22,666 | | |